

## 宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住・定住の促進及び地域の人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において、宮崎市ひなた暮らし実現応援事業によるひなた暮らし実現応援事業費給付金を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年9月1日規則第19号）及び宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 ひなた暮らし実現応援事業費給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は200万円とする。）
- (2) 単身世帯 30万円

(交付要件)

第3条 ひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職・起業移住支援事業

県要領第4の1に定める要件を満たす者で宮崎市に転入した者

ただし、県要領第4の1(3)のテレワークに関する要件については、次の各号に定める要件の全てに該当すること。

- (ア) 所属企業等と週20時間以上の無期雇用契約（これに類する雇用形態と市長が認めるものを含む）に基づいて就業している者または個人事業主

- (イ) 勤務先部署の所在地が移住前の所在地と同一であること

- (2) 農林漁業等就業移住支援事業

県要領第4の2の(1)及び(2)又は(4)に定める要件を満たす者であって、県要領第4の2の(2)の①で定める人材確保支援策については、

別表に定めるとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 ひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから1年以内の間に、市長に提出するものとする。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票除票（2人以上の世帯にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員のもの）及び戸籍の附票の写し。この場合において、前住所地の住民票除票で移住元に関する要件を満たすことが確認できる場合は、戸籍の附票の写しの提出を省略することができる。
- (3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことの誓約及び個人情報警察機関へ照会することに同意する誓約兼同意書（様式第2号）
- (4) 就職・起業移住支援事業の場合の就業証明書（様式第3号1）、自己の意思により移住し移住元での勤務先の業務を引き続き行う場合の就業証明書（様式第3号2）又は起業支援金の交付決定通知書
- (5) 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）又は福岡県の大学等に通学し、東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県の企業等へ就職した者は、卒業証明書等及び東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県で勤務していた企業等の就業証明書等
- (6) 農林漁業等就業移住支援事業の場合は、就業証明書（様式第3号3）及び人材確保支援策の活用が証明できる書類（様式第3号4）  
なお、県要領第4の1の(1)②の注記3の適用を受ける者は、農林漁業研修受講証明書（様式第3号5）
- (7) ひなた暮らし実現応援事業費給付金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (8) 県外で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人人事

## 業等の納税通知書

(9) その他、市長が必要と認める書類

なお、申請受付期間は各年度の2月末までとする。

### (交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付が適当であると認めるときは、ひなた暮らし実現応援事業費給付金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第4号）により、不相当と認めるときは宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金不交付通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

### (移住支援給付金の交付)

第6条 市長は、前条の規定によりひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して3か月以内又は3月末のいずれか早い期日までにひなた暮らし実現応援事業費給付金を交付するものとする。

### (変更等の報告)

第7条 支援対象者は、県要領第4の1又は第4の2に定める要件に該当しなくなったとき又は県要領第4の3に定める移住支援金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

### (報告及び立入調査)

第8条 市長は、宮崎市ひなた暮らし実現応援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき又は宮崎県知事から宮崎県ひなた暮らし応援実現事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、宮崎県ひなた暮らし応援実現事業及び宮崎市ひなた暮らし応援実現事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うものとする。

### (返還請求)

第9条 市長は、ひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付を受けた者が県要領第4の3に定める移住支援金の返還要件に該当すると認めるときは、当該ひなた暮

らし実現応援事業費給付金の交付を受けた者に対し、宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金返還請求書（様式第7号）により、ひなた暮らし実現応援事業費給付金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りでない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ひなた暮らし実現応援事業費給付金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

ただし、第3条については、令和元年7月22日に遡及して適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年7月22日から令和2年3月31日までに転入した者については、以下のとおりとする。

(1) 移住元の要件については、住民票を移す直前に、連続して5年以上県外に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこととする。

(2) 移住先の要件については、県要領第4の1の(1)②の注記3を適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、県外事業所へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）するとともに（注記1）、住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと（注記2）、又は、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業

実施要領」第5の1(1)①(ア)a及びbの移住元要件に該当すること。

注記1：移住支援金申請時において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

注記2：移住支援金申請時において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住していたこと。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに転入した者を対象とする別表に掲げる人材確保支援策については、以下のとおりとする。

#### 別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	農業次世代人材投資事業
農林水産省	就職氷河期世代の新規就農促進事業
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
県（産業政策課）	フードビジネス推進基盤強化事業
県（産業政策課）	中山間地域の魅力を高めるフードビジネス支援事業
県（森林経営課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業
県（農業担い手対策課）	みやざき農水産業人材投資事業（農業人材投資事業）
県（水産政策課）	みやざき農水産業人材投資事業（水産業人材投資事業）
県（水産政策課）	地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業
県（医療薬務課）	看護人材獲得支援事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	海の担い手イオベーション事業
宮崎市（農政企画課）	農業後継者確保・育成支援事業支援金

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年5月25日までに転入した者のテレワークの要件については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者への交付金額については、以下のとおりとする。  
移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、県外事業所へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）するとともに（注記1）、住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと（注記2）、又は、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第5の1（1）①（ア）の移住元要件に該当すること。

ただし、県外に在住しつつ、県外の大学等へ通学し、県外の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

注記1：移住支援金申請時において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

注記2：移住支援金申請時において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住していたこと。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、同日以降に転入した者に適用する。
- 2 令和5年6月22日以前に転入した者の各要件については、いかに記載する者を除き、改正後の県要領のとおりとする。

### (1) 就職・起業移住支援事業

#### ①移住先に関する要件

県要領第4の1(1)②Cについては、「移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内(注記3)であること。」とする。

#### ②就職に関する要件

##### ア 一般の場合

県要領第4の1(2)1)④については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第5の2(2)に選定された対象事業所に就職し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。」とする。

##### イ 専門人材の場合

県要領第4の1(2)2)②については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。」とする。

#### ③世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

県要領第4の1(6)④については、「申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。」とする。

### (2) 農林漁業等就業移住支援事業

#### ①就業に関する要件

県要領第4の2(2)②については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて①の個人経営事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。」とする。

別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農促進研修支援事業
水産庁	経営体育成総合支援事業
水産庁	経営体育成総合支援事業(次世代人材投資(準備型)事業)
県（産業政策課）	フードビジネス推進基盤強化事業
県（森林経営課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 (みやざき林業大学校（長期課程）研修事業)
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 (新規就業準備給付金事業)
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 (経営開始給付金事業)
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（水産政策課）	地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業DXによる担い手確保育成事業 (漁業スタートアップ研修)